

平成26年第2回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成26年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成26年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	2
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	4
	(4) 議席の一部変更	4
	(5) 会議録署名議員の指名	4
	(6) 会期の決定	4
	(7) 承認第1号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第7号ないし第8号 の提出	4
	(8) 提案理由の説明	4
	(9) 承認第1号の説明、採決	6
	(10) 承認第2号の説明、採決	7
	(11) 承認第3号の説明、採決	8
	(12) 承認第4号の説明、採決	9
	(13) 承認第5号の説明、採決	10
	(14) 認定第1号及び認定第2号の説明、採決	11
	(15) 議案第7号の説明、採決	15
	(16) 議案第8号の説明、採決	16
	(17) 閉会及び閉議の宣告	17

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第34号

平成26年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年6月27日

福島県後期高齢者医療広域連合長 小林 香

- (1) 日時 平成26年7月28日(月)午後2時30分
- (2) 場所 杉妻会館 4階 「牡丹」
- (3) 付議事件
 - ア 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))
 - イ 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例)
 - ウ 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号))
 - エ 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 公用車の事故に係る損害賠償額の決定及び和解について)
 - オ 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)
 - カ 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - キ 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ク 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
 - ケ 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2 招集年月日

平成26年7月28日

3 招集の場所

杉妻会館 4階 「牡丹」

4 会議の時刻

平成26年7月28日 午後2時30分開会、午後3時34分開会

5 応招議員

2番 清水敏男君	3番 山口信也君	4番 仁志田昇司君
5番 星光祥君	6番 湯座一平君	7番 石森春男君
9番 戸川稔朗君	10番 市村喜雄君	11番 平田武君
12番 作田博君	13番 八島博正君	15番 和知良則君
16番 杉本宜信君		

6 不応招議員

1番 品川萬里君	8番 加藤憲郎君	14番 齋藤邦夫君
----------	----------	-----------

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	小林香君	副広域連合長	古川道郎君
会計管理者	今福康一君	監査委員	阿部昌志君
事務局長	三浦辰夫君	事務局次長	蓬田慎一君
総務課長	八巻靖之君	業務課長	齋藤裕二君
資格管理係長	渡辺道幸君	給付係長	五十嵐隆裕君

10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	議席の一部変更
日程第 4	会議録署名議員の指名
日程第 5	会期の決定
日程第 6	承認第1号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第7号ないし第8号の提出
日程第 7	提案理由の説明
日程第 8	専決処分の承認を求めることについて (専決第1号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))
日程第 9	専決処分の承認を求めることについて (専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例)

- 日程第10 専決処分の承認を求めることについて
(専決第3号 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号))
- 日程第11 専決処分の承認を求めることについて
(専決第4号 公用車の事故に係る損害賠償額の決定及び和解について)
- 日程第12 専決処分の承認を求めることについて
(専決第5号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険
料の減免に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第13 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第14 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算認定について
- 日程第15 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第16 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算(第1号)

1.1 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

1.2 会議の経過

(1) 開会の宣告

議長(市村 喜雄君) ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際ご報告いたします。

1番品川萬里君、8番加藤憲郎君、14番齋藤邦夫君より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時30分)

(2) 諸般の報告

議長(市村 喜雄君) 日程第1、諸般の報告を行います。

2月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

平成26年3月27日に、佐藤正博君が任期満了となりました。

これにより、平成26年3月18日告示の補欠選挙が執行され、湯座一平君が当選されました。

平成26年6月23日に、遠藤栄作君が任期満了となりました。

これにより、平成26年6月10日告示の補欠選挙が執行され、石森春男君が当選されました。

以上、報告いたします。

(3) 議席の指定

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第2、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された、湯座一平君の議席を5番、石森春男君の議席を7番に指定いたします。

(4) 議席の一部変更

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第3、議席の一部変更を行います。

今回新たに当選された湯座一平君の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により、議席の一部を変更します。

星光祥君の議席を5番に、湯座一平君の議席を6番にそれぞれ変更します。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。変更した議席は、お手元に配付しております変更議席表のとおりです。この際、議席の異動をお願いします。

(5) 会議録署名議員の指名

議長（市村 喜雄君） それでは、引き続き会議を進めます。

次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3番山口信也君、5番星光祥君を指名いたします。

(6) 会期の決定

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第5、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定しました。

(7) 承認第1号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第7号ないし第8号の提出

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第6、承認第1号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第7号ないし第8号の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(8) 提案理由の説明

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第7、提案理由の説明を行います。

承認第1号ないし第5号、認定第1号ないし第2号、議案第7号ないし第8号を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（小林 香君） 本日、ここに、平成26年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分に係る承認が5件、平成25年度決算認定が2件、平成26年度補正予算に係る議案が2件の合わせて、9件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

この後期高齢者医療制度の枠組みにつきましては、昨年12月に公布されたいわゆる「社会保障制度プログラム法」において、現行制度を基本としつつ、必要な改善を行うこととされております。これを受け、国においては社会保障審議会医療保険部会での議論のうえ、医療保険制度については今年度から平成29年度までに順次必要な措置を講じていくこととされております。その中で高齢者医療制度については、現役世代の公平な負担の在り方や団塊世代の影響による負担増への対応、また保険料軽減措置の見直しなどについて議論が行われるものと聞き及んでおります。そのため、6月に開催された全国の広域連合長会議においては、高齢者が将来に不安なく、安心して医療を受けられる「持続可能で、安定した医療制度」をつくるため、早急に議論、検討を行い、方針を示すよう国に要望したところですが、本広域連合といたしましても、今後の議論の動向を注視するとともに、様々な機会を通して、引き続き国に対して現場の意見を申し上げて参りたいと考えております。

次に、医療給付費について申し上げます。

医療給付費は、被保険者数の増加や医療の高度化に伴い毎年増加しており、今後も増加していくことが見込まれております。そのため、本広域連合としては医療給付費の適正化を図るため、高齢者の健康づくり事業の一環として定期健診の実施や、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費適正化事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今後におきましても、本広域連合といたしましては、健全な財政運営と保険者機能の強化を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、構成市町村とより一層の連携を深め、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

承認第1「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域における被保険者の一部負担金免除の継続のため、「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」につきまして、所要の改正をしたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、平成26年度においても、所得の少ない被保険者等に係る保険料の軽減措置が継続されることから、その財源として基金を処分できるように「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例」につきまして、所要の改正をしたものであり、前号同様に承認を求めるものでございます。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、国の平成26年度後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の受入れのため、「平成26年度福島県後期高

齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、所要の改正をしたことから、前号同様に承認を求めるものでございます。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、公用車の事故に係る損害賠償額の決定と和解について、前号同様に承認を求めるものでございます。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、東日本大震災に係る保険料の減免について、平成26年度分の保険料も減免の対象とするため、「東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」につきまして、所要の改正をしたものであり、前号同様に承認を求めるものでございます。

認定第1号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」でございますが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査に付した決算と決算付属書類を添え、監査委員の意見を付けて認定に付するものでございます。

認定第2号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございますが、前号同様に地方自治法の規定により監査委員の意見を付けて認定に付するものでございます。

議案第7号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,582万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,664万3千円とするものでございます。

議案第8号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ102億7,335万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,440億2,854万9千円とするものでございます。

以上、9件についての提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(9) 承認第1号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第8、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて 専決第1号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） それではお手元に定例会議案書とA4版横の資料1 議案説明資料をご準備願います。

まず、議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、2ページに記載の「専決第1号 平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」の件についてでございます。内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ570万円を追加し、2,350億2,219万4千円としたものであります。補正予算書は3ページから6ページに記載されておりますが、資料1 議案説明資料で説明させていただきますので、議案説明資料の1ページをお開き願います。

この特別会計補正予算ですが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う、避難指示等

対象地域における、被保険者の一部負担金の免除が、平成26年3月1日以降も継続となったことに伴い、市町村が免除期間を延長した一部負担金免除証明書を送付するのに要する費用を、災害対策事業補助金として歳出に追加し、歳入としてその財源となる特別調整交付金に同額を追加したものであります。

2ページのA3版縦長の平成25年度特別会計予算一覧表をご覧ください。歳入でございますが、補正額は右から3列目の第4号（専決）補正額の欄をご覧ください。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金の特別調整交付金を570万円追加し、補正後の歳入合計を2,350億2,219万4千円としたものであります。

次に歳出でございますが、3ページの右から3列目の第4号（専決）補正額の欄をご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の後期高齢者医療災害対策事業費を570万円追加し、補正後の歳出合計を2,350億2,219万4千円としたものであります。

そういたしました、地方自治法第179条第1項により、平成26年3月26日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

以上が、承認第1号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（市村 喜雄君） それでは、承認第1号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって承認第1号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第1号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案どおり承認されました。

（10）承認第2号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第9、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書の7ページをお開き願います。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、8ページに記載の「専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」の制定の件についてでございます。

資料1議案説明資料の4ページをお開き願います。

改正の趣旨でございますが、平成26年度においても被用者保険の被扶養者及び低所得者の保険料の軽減措置が継続されることから、基金処分の条件を追加するとともに、基金の有効期限を平成27年3月31日まで延長するため、所要の改正をしたものであります。

主な内容ですが、被用者保険の被扶養者だった者に係る均等割を9割軽減する費用、また、低所得者に係る均等割の7割軽減を9割及び8.5割軽減に拡大する費用及び所得割を5割軽減する費用に、基金を処分できるようにしたものであります。5ページ、6ページは新旧対照表でございます。

そういたしまして、地方自治法第179条第1項により、平成26年4月3日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が、承認第2号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（市村 喜雄君） それでは、承認第2号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって承認第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第2号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案どおり承認されました。

（11）承認第3号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第10、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて 専決第3号 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書の9ページをお開き願います。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、10ページに記載の「専決第3号 平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の件についてでございます。内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16億2,706万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,081万8千円としたものであります。補正予算書は11ページから14ページまでの記載となっておりますが、資料1 議案説明資料で説明させていただきます。

7ページをお開き願います。この一般会計補正予算ですが、国の平成26年度当初予算成立に伴い、平成26年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が交付されることとなったことから、この交付金を歳入に追加し、歳出では交付金積立のため、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金を追加したものであります。内容につきましては、8ページのA3版縦の平成26年度一般会計予算一覧表をご覧ください。

まず歳入でございますが、補正額は右から3列目の第1号（専決）補正額の欄をご覧ください。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金に16億2,706万2千円を追加し、補正後の歳入合計を21億2,081万8千円としたものであります。

次に歳出でございますが、下の表をご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目

老人福祉費の臨時特例基金積立金に1億2,706万3千円を追加するとともに、歳入歳出の端数調整のため、4款予備費を1千円減額し、歳出合計を2億2,081万8千円としたものであります。なお、この後期高齢者医療制度臨時特例基金は承認第2号でご承認いただいた低所得者等の保険料軽減措置を行うための財源となります。

そういたしまして、地方自治法第179条第1項により、平成26年5月13日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が、承認第3号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長（市村 喜雄君） それでは、承認第3号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって、承認第3号に対する質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第3号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は、原案どおり承認されました。

（12）承認第4号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第11、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて 専決第4号 公用車の事故に係る損害賠償額の決定及び和解について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書の15ページをお開き願います。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、16ページに記載の「公用車の事故に係る損害賠償額の決定及び和解について」の件についてでございます。

事故の概要ですが、平成26年2月25日午後4時30分頃に、本広域連合職員が公用車駐車場から車を出す際、隣に駐車中の県の公用車に接触し、後ろのバンパーなどを傷つけたものであります。

和解の内容ですが、相手方の車両損害額52,384円を全額広域連合が負担することで、一切の異議申し立て等を行わないこととなっております。

そういたしまして、地方自治法第179条第1項により、平成26年5月26日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が、承認第4号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長（市村 喜雄君） それでは、承認第4号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって承認第4号に対する質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第4号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、原案どおり承認されました。

（13）承認第5号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第12、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて 専決第5号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書の17ページをお開き願います。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、18ページに記載の「東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」の件についてでございます。資料1 議案説明資料で説明させていただきますので、9ページをお開き願います。

改正の趣旨でございますが、国から平成26年度分保険料について、保険料減免に係る補助金等の交付対象とする基準等が新たに示されたことに伴い、所要の改正をしたものであります。

主な内容としましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、平成25年度分の保険料を減免されていた被保険者に係る平成26年度分の保険料額を、引き続き減免の対象とするものでございますが、ただし、旧緊急時避難準備区域又は指定が解除された特定避難勧奨地点に居住していた世帯で、世帯に属する被保険者の基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯、いわゆる上位所得層の世帯については、平成26年4月分から9月分までに相当する月割算定額を減免の対象とする、というものでございます。10ページと11ページは新旧対照表でございます。

そういたしまして、地方自治法第179条第1項により、平成26年7月14日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が、承認第5号の説明でございます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長（市村 喜雄君） それでは、承認第5号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって承認第5号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第5号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は、原案どおり承認されました。

(14) 認定第1号及び認定第2号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第13、認定第1号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第14、認定第2号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） それでは、議案書の19ページをお開き願います。

認定第1号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。別冊のA4版「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合各会計歳入歳出決算書」をご準備下さい。

議案書の4ページをお開き願います。「各会計歳入歳出決算一覧表」でございます。合計の欄をご覧ください。一般会計・特別会計合わせまして、収入済額2,417億4,537万603円、支出済額2,302億1,102万8,534円、差引残額115億3,434万2,069円となっております。

5ページをお開き願います。「一般会計歳入歳出決算書」でございます。まず、歳入ですが、一番下の歳入合計の欄をご覧ください。予算現額8億2,335万7000円に対しまして、調定額、収入済額ともに8億2,127万6,145円で、予算現額との比較で、208万855円の減となったものであります。

6ページをご覧ください。歳出でございます。一番下の歳出合計の欄をご覧ください。予算現額8億2,335万7,000円に対しまして、支出済額は7億8,075万4,605円で、不用額が、4,260万2,395円となったものであります。そういたしまして、歳入歳出差引残額は欄外に記載のとおり4,052万1,540円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

次に、7ページをお開き願います。「事項別明細書」でございます。まず、歳入でございますが、8ページの収入済額と備考の欄を併せてご覧ください。1款の分担金及び負担金は、運営の共通経費としての構成市町村からの負担金で7億7,360万5,000円、2款国庫支出金は、保険料不均一賦課国負担分で374万5,300円、3款の県支出金は、同じく保険料不均一賦課県負担分で374万5,300円、4款の財産収入は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の利子等で196万4,133円、5款の繰入金は、震災対応に係る派遣職員人件費等を特別会計から繰り入れたもので65万5,674円、6款の繰越金は、前年度からの繰越金で3,726万2,924円、7款の諸収入は、歳計現金の預金利子等で29万7,814円。そういたしまして、歳入合計は、8億2,127万6,145円となったものでございます。

次に、9ページをお開き願います。歳出でございます。10ページの支出済額と備考の欄を併せてご覧ください。1款の議会費は、65万5,855円で、議会運営に要した費用でございます。2款の総務費は、7,678万7,617円で、主なものとしましては備

考に記載のなかで、総務系職員7名分の派遣職員人件費及び、事務局管理運営費でございます。

11ページをお開きください。3款の民生費の7億331万1,133円は、制度運営のため特別会計へ繰り出した事務費等繰出金及び、業務課職員16名分の派遣職員人件費などでございます。そういたしまして、歳出合計は7億8,075万4,605円、不用額は4,260万2,395円となったものでございます。そういたしまして、一般会計決算における歳入歳出差引額は、6ページでご説明いたしましたが4,052万1,540円となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

13ページをお開き願います。「4実質収支に関する調書」につきましては、記載のとおりでございます。

以上が、認定第1号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」の説明でございます。

続きまして、議案書にお戻りいただき20ページをお開き願います。認定第2号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。これにつきましても、別冊の決算書によりご説明申し上げます。

15ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。まず、歳入ですが、一番下の歳入合計の欄をご覧ください。予算現額2,350億2,219万4,000円に対しまして、調定額が2,409億2,617万2,972円で、収入済額が2,409億2,409万4,458円となっております。ここで、収入未済額が207万8,514円ございますが、医療機関からの診療報酬返納金及び、一部負担金割合が変更になったことに伴う被保険者からの返納金の収入未済分であります。これら収入未済分につきましては、今後ともその解消に向けて取り組んで参ります。そういたしまして、予算現額と収入済額との比較では、59億190万458円の増となったものであります。

16ページをご覧ください。歳出でございます。一番下の歳出合計の欄をご覧ください。予算現額2,350億2,219万4,000円に対しまして、支出済額は2,294億3,027万3,929円で、不用額が55億9,192万71円となったものでございます。そういたしまして、歳入歳出差引残額は114億9,382万529円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

17ページをお開き願います。「事項別明細書」でございます。まず、歳入でございます。18ページの収入済額と備考の欄を併せてご覧いただきたいと思いますが、1款の市町村支出金は、市町村から納付された被保険者の保険料、また、保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担金、療養給付費の定率負担金、そして健康診査事業負担金等、合わせまして361億4,215万7,740円でございます。2款の国庫支出金は、療養給付費の定率負担金、高額医養費に係る負担金、また、各県ごとの所得格差を是正するための普通調整交付金、災害など特別な事情により算定される特別調整交付金、それに原発事故で被災した被保険者の、保険料の減免及び一部負担金の免除に要した費用に対する後期高齢者医療災害臨時特例補助金などで、828億1,054万9,361円でございます。3款の県支出金は、療養給付費の定率負担金、高額医養費に係る負担金で、合わせまして187億6,551万6,406円でございます。次に19ページ、4款支払基金交付金は、現役世代からの後期

高齢者支援金として社会保険診療報酬支払基金から交付されたもので、915億1,465万8,000円であります。5款特別高額医療費共同事業交付金は、1件400万円を超える高額なレセプトが発生した場合、発生した広域連合の財政運営を安定化させるために、各広域連合の拠出金を財源に交付されるもので、4,902万8,478円交付されたものであります。6款の繰入金は、一般会計からの事務費等繰入金、保険料不均一賦課繰入金、さらに所得の低い方等の保険料軽減に係る臨時特例基金繰入金で、22億4,400万2,674円となっております。9款諸収入は、歳計現金の預金利子、交通事故等の損害賠償請求権を取得したのものによる第三者納付金、診療報酬の過誤調整等による返納金等で、2億2,689万9,267円となっております。なお先ほどご説明いたしましたが、返納金に207万8,514円の収入未済がございます。そういたしまして、歳入合計は、2,409億2,409万4,458円となったものでございます。

次に、21ページをご覧ください。歳出ですが22ページの支出済額と備考の欄を併せてご覧下さい。1款総務費は、制度運営のための経費であります。5億9,923万6,310円で、特に大きなものは、福島県国民健康保険団体連合会に委託しております電算処理委託費であります。

23ページをご覧ください。2款の保険給付費ですが、被保険者が医療機関で診察等を受けた場合に医療機関に給付される療養の給付費等に係る費用で、2,224億3,169万5,703円で、歳出全体の約97%となっております。なお、給付費の内訳等詳細は、備考に記載のとおり、療養給付費、入院時食事療養費、療養費でございます。

25ページをお開き願います。3款の県財政安定化基金拠出金は、財政安定化のために国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、県に設置している県財政安定化基金の、広域連合分の拠出金で、2億3,429万円あります。4款の特別高額医療費共同事業拠出金は、1件が400万円を超える高額レセプトに対して交付金を出す共同事業への拠出金5,030万4,276円あります。5款の保健事業費は、被保険者の健康保持を図るため、市町村に委託し実施した健康診査事業で、4億469万9,484円となったものであります。7款の諸支出金は、国・県等からの定率負担金、支払基金交付金等の精算による償還金等で、57億1,004万8,156円となったものでございます。そういたしまして、27ページをお開き頂いて、歳出合計をご覧ください。28ページの支出済額にありますとおり、2,294億3,027万3,929円となり、特別会計決算における歳入歳出差引額は、16ページでご説明いたしましたが、114億9,382万529円となり、翌年度へ繰り越すものでございます。なお、療養給付費負担金等は、概算交付され実績により翌年度精算しております。そのため、繰越金約115億円のうち、76億8千万円は本年度国等へ償還することとなるため、残り約38億円が実質的な繰越額となります。

次に、29ページをお開き願います。「7実質収支に関する調書」ですが、記載のとおりでございます。

次に、30ページの「8財産に関する調書」でございますが、該当するのは4の基金で、所得の低い方等の保険料軽減費用に充てられる「後期高齢者医療制度臨時特例基金」でありまして、決算年度末現在高は3億5,379万1千円となるものでございます。

次に、31ページからは、平成25年度の「主要な施策の成果等報告書」でございます。

主なものについて、ご説明いたします。

45ページをお開き願います。オの保険者機能強化事業であります。まず、(イ)重複・頻回受診者訪問指導でございます。これは、医療費の適正化を図るために行っているもので、委託した業者の保健師や看護師が対象者を訪問し、身体状況を把握しながら、受診や服薬の指導を行ったものでございます。

次に、(エ)レセプト二次点検につきましても委託で行っておりますが、医療機関からのレセプトで、請求内容に疑義があるものについて再審査請求するもので、46ページに記載してありますとおり、再審査請求により2億3,500万円余が返還されております。

また、(オ)ですが、効果が同じで価格が安いジェネリック医薬品の利用促進を図るため、ジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担が200円以上下がることが見込まれる対象者に、その金額をお知らせする差額通知を送付するとともに、ジェネリック医薬品希望カードを新規加入者に配布したところでございます。

次に、52ページをお開き願います。5款保健事業費であります。被保険者の健康の保持や、生活習慣病の早期発見のためには、健康診査が重要であると捉え、市町村と委託契約を締結して実施しております。53ページの成果にありますように、受診率は21.09%でありました。

以上が、認定第2号「平成25年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の説明でございます。

なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、別冊のとおり審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、併せてご報告いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（市村 喜雄君） 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員、阿部昌志君。

監査委員（阿部 昌志君） 監査委員を務めております阿部でございます。

戸川監査委員も同意見でございますので、私から平成25年度の決算及び基金運用状況審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。お手元の審査意見書をご参照いただきたいと思います。

去る平成26年6月25日、戸川委員とともに平成25年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに特例基金の運用状況につきまして、審査を実施いたしました。その結果でございますが、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。

また、決算の係数に関しましても関係帳簿及び証拠書類と照合いたしましたところ、正確であると認められました。基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係書類と符合しており、正確であると認められました。

次に決算の概要についてでございますが、先ほど詳しくご説明がございましたとおり、審査意見書にもまとめてございますが、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたします。

以上を踏まえまして、審査意見を申し上げます。

今後も、被保険者の増加や、医療の高度化などにより医療費の増加が予想されることから、各種事業を通じ、医療費の適正化に努められるとともに、社会情勢を的確に把握した予算編成や計画的な執行に留意し、確実かつ効率的な運営を行い、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、健全な制度運営及び財政運営に、全力で取り組んでいただくことをお願いしたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

議長（市村 喜雄君） ただいまの監査委員の阿部昌志君の意見を踏まえ、認定第1号及び認定第2号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって認定第1号及び認定第2号の質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。採決は案件ごとに行います。

認定第1号は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、原案どおり認定されました。

議長（市村 喜雄君） 次に、認定第2号は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案どおり認定されました。

（15）議案第7号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第15、議案第7号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書の21ページをお開きください。

議案第7号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,582万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,664万3千円とするものであります。補正予算書は23ページから26ページまでの記載となっておりますが、別冊A4版横の資料2「平成26年度補正予算説明資料」により説明させていただきます。

1ページのA3版縦長の一般会計予算一覧表をご覧ください。まず、歳入ですが、補正額は右から3列目の第2号補正額の欄をご覧ください。6款繰越金に1,582万5千円を追加するものであります。これは、平成25年度の決算でご説明しましたように、平成26年度への繰越金4,052万1千円が確定したことから、26年度当初予算で計上していた繰

越金2, 469万6千円との差額1, 582万5千円を追加するものであります。

次に歳出でございますが、歳入の下の表をご覧ください。4款予備費に、繰越金で追加したと同額1, 582万5千円を追加するものであります。

そういたしまして、補正後の額ですが、歳入歳出額とも21億3, 664万3千円とするものでございます。

以上が、議案7号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」の説明でございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長（市村 喜雄君） それでは、議案第7号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって議案第7号に対する質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第7号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案どおり可決されました。

（16）議案第8号の説明、採決

議長（市村 喜雄君） 次に、日程第16、議案第8号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（三浦 辰夫君） 議案書の27ページをお開きください。

議案第8号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ102億7, 335万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2, 440億2, 854万9千円とするものであります。補正予算書は、29ページから32ページまでの記載となっておりますが、引き続き資料2「平成26年度補正予算書説明資料」により説明させていただきます。

2ページのA3版縦長の特別会計予算一覧表をご覧ください。まず歳入ですが、補正額は右から3番目の第1号補正額の欄をご覧ください。平成25年度決算の確定に伴い、7款繰越金に平成26年度への繰越金と当初予算で計上していた繰越金との差額102億7, 335万6千円を追加するものであります。内訳としましては、療養給付費負担金等繰越金に76億8, 001万8千円を、その他繰越金に25億9, 333万8千円を追加するものであります。

次に、歳出ですが、3ページをご覧ください。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に、療養給付費精算に係る国庫等への療養給付費負担金等償還金76億8, 001万8千円を追加し、8款予備費に、次期保険料の財源等の予備費として25億9, 333万8千円を追加するものであります。

そういたしまして、補正後の額ですが、歳入歳出額とも2,440億2,854万9千円となるものでございます。

以上が、議案第8号「平成26年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の説明でございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長（市村 喜雄君） それでは、議案第8号の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって議案第8号に対する質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第8号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（市村 喜雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案どおり可決されました。

（17）閉会及び閉議の宣告

議長（市村 喜雄君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、平成26年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（午後3時34分）